

各位

外国投資法人名	UBS ETF・シキャブ
代表者	取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
管理会社名	UBS ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ） エス・エイ
代表者	CEO フランチェスカ・プリム
管理会社コード	13854
問合せ先	森・濱田松本法律事務所
担当者	弁護士 大西 信治 (TEL03-6212-8316)

上場 ETF-JDR の受託有価証券である外国 ETF の
合併に関するお知らせ

UBS ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ） エス・エイを管理会社に、UBS ETF・シキャブを外国投資法人として上場する下記の ETF-JDR 銘柄の受託有価証券である外国 ETF について、下記の通り合併が決定されましたのでお知らせいたします。なお、この合併に際して、受託有価証券となる外国 ETF の連動対象指標に変更はなく、また、当該ETF-JDR銘柄の売買の取扱いに変更はございません。また、この合併により、当該ETF-JDR銘柄の投資家に付与される受益証券や調整金はありません。

記

1. 合併の内容及び理由

銘柄コード	関連する ETF-JDR の銘柄	受託有価証券である外国 ETF
1391	UBS ETF スイス株（MSCI スイス 20/35）	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 UCITS ETF クラス A-分配型（スイスフラン建て）

UBS ETF の取締役会は、2010年12月17日付投資信託に関する法律（随時行われる改正を含みます。）第1条(20)(a)及び第8章に従い、UBS ETF のサブ・ファンドである UBS ETF – MSCI スイス 20/35 hedged to EUR UCITS ETF 及び UBS ETF – MSCI スイス 20/35 hedged to USD UCITS ETF（以下「**消滅サブ・ファンド**」といいます。）について、その資産及び負債を UBS ETF のサブ・ファンドである UBS ETF – MSCI スイス 20/35 UCITS ETF（以下「**存続サブ・ファンド**」といいます。）に移転することによって合併することを決定いたしました^(注)。

(注) 存続サブ・ファンドは、ETF-JDR 銘柄の受託有価証券である外国 ETF です。他方、消滅サブ・ファンドは ETF-JDR 銘柄の受託有価証券ではありません。

上記に概説する合併（以下「**本合併**」といいます。）を行う決定は、消滅サブ・ファンドと存続サブ・ファンドが、UBS ETF の単一のサブ・ファンドとして運用されることを可能にすることによって、UBS ETF の運用の経済効率を向上させることを考慮して行われました。

本合併は、投資目的、投資方針及び参照通貨に関する影響を除き、消滅サブ・ファンド及び存続サブ・ファンドの投資主に対して重大な影響（予想される結果、定期報告又はパフォーマンスに関する影響を含みますが、これに限られません。）を及ぼしません。消滅サブ・ファンド及び存続サブ・ファンドのいずれも、本合併が実施される前にそのポートフォリオのリバランスを行う予定はありません。

全ての消滅サブ・ファンド及び存続サブ・ファンドの投資目的及び投資方針は、別添 1 に記載されると

おり、基本的に同一です。UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、引き続き存続サブ・ファンドのポートフォリオ・マネジャーとして行為します。

本合併の費用(法的費用、会計費用、保管費用及びその他の管理事務費用)は、UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが負担します。

2. 合併の効力発生日

2020年10月13日

以 上

外国 ETF の投資目的及び投資方針

	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 hedged to EUR UCITS ETF	UBS ETF - MSCI スイス 20/35 UCITS ETF
投資目的	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 hedged to EUR UCITS ETF (以下「本サブ・ファンド」という。)は、「MSCI スイス 20/35100%ヘッジユーロインデックス (ネットリターン)」の価格・利益パフォーマンス (経費控除前) (以下「本指数」という。)と連動することを目的とする。	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 UCITS ETF (以下「本サブ・ファンド」という。)は、「MSCI スイス 20/35 インデックス (ネットリターン)」の価格・利益パフォーマンス (経費控除前) (以下「本指数」という。)と連動することを目的とする。さらに、為替ヘッジ投資証券クラスは、以下の各ヘッジ投資証券クラスに関して言及されているとおり異なる本指数の為替ヘッジ指数のヘッジ方法に従って1か月の先渡相場で通貨を先渡しで売却することにより、その参照通貨と指数通貨との間の為替変動の影響を軽減することを目的とする。
投資方針	本サブ・ファンドは、本指数の構成銘柄に対するエクスポージャーを取る。直接投資により、又はデリバティブを用いて、あるいはその双方を組み合わせた方法により、構成銘柄の比率に応じたエクスポージャーを実現する。 本サブ・ファンドは、株式、譲渡可能証券、短期金融市場商品、UCI (集団投資スキーム) の持分、信用機関預金、規制市場で上場又は取引されている仕組債及び英文目論見書の「投資制限」の項に記載の規則に基づくその他の適格資産に純資産の大部分を投資するものとされている。また、本サブ・ファンドは、英文目論見書の「サブ・ファンドの投資目的及び投資方針」の項に記載のデリバティブ取引を行う。	本サブ・ファンドは、本指数の構成銘柄に対するエクスポージャーを取る。直接投資により、又はデリバティブを用いて、あるいはその双方を組み合わせた方法により、構成銘柄の比率に応じたエクスポージャーを実現する。 本サブ・ファンドは、株式、譲渡可能証券、短期金融市場商品、UCI (集団投資スキーム) の持分、信用機関預金、規制市場で上場又は取引されている仕組債及び英文目論見書の「投資制限」の項に記載の規則に基づくその他の適格資産に純資産の大部分を投資するものとされている。また、本サブ・ファンドは、英文目論見書の「サブ・ファンドの投資目的及び投資方針」の項に記載のデリバティブ取引を行う予定である。
基準通貨	ユーロ	スイスフラン

	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 hedged to USD UCITS ETF	UBS ETF - MSCI スイス 20/35 UCITS ETF
投資目的	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 hedged to USD UCITS ETF（以下「本サブ・ファンド」という。）は、「MSCI スイス 20/35100%ヘッジ米ドルインデックス（ネットリターン）」の価格・利益パフォーマンス（経費控除前）（以下「本指数」という。）と連動することを目的とする。	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 UCITS ETF（以下「本サブ・ファンド」という。）は、「MSCI スイス 20/35 インデックス（ネットリターン）」の価格・利益パフォーマンス（経費控除前）（以下「本指数」という。）と連動することを目的とする。さらに、為替ヘッジ投資証券クラスは、以下の各ヘッジ投資証券クラスに関して言及されているとおり異なる本指数の為替ヘッジ指数のヘッジ方法に従って1か月の先渡相場で通貨を先渡しで売却することにより、その参照通貨と指数通貨との間の為替変動の影響を軽減することを目的とする。
投資方針	<p>本サブ・ファンドは、本指数の構成銘柄に対するエクスポージャーを取る。直接投資により、又はデリバティブを用いて、あるいはその双方を組み合わせた方法により、構成銘柄の比率に応じたエクスポージャーを実現する。</p> <p>本サブ・ファンドは、株式、譲渡可能証券、短期金融市場商品、UCI（集団投資スキーム）の持分、信用機関預金、規制市場で上場又は取引されている仕組債及び英文目論見書の「投資制限」の項に記載の規則に基づくその他の適格資産に純資産の大部分を投資するものとされている。また、本サブ・ファンドは、英文目論見書の「サブ・ファンドの投資目的及び投資方針」の項に記載のデリバティブ取引を行う。</p>	<p>本サブ・ファンドは、本指数の構成銘柄に対するエクスポージャーを取る。直接投資により、又はデリバティブを用いて、あるいはその双方を組み合わせた方法により、構成銘柄の比率に応じたエクスポージャーを実現する。</p> <p>本サブ・ファンドは、株式、譲渡可能証券、短期金融市場商品、UCI（集団投資スキーム）の持分、信用機関預金、規制市場で上場又は取引されている仕組債及び英文目論見書の「投資制限」の項に記載の規則に基づくその他の適格資産に純資産の大部分を投資するものとされている。また、本サブ・ファンドは、英文目論見書の「サブ・ファンドの投資目的及び投資方針」の項に記載のデリバティブ取引を行う予定である。</p>
基準通貨	米ドル	スイスフラン